

平成26年度

産業界のニーズに対応した
教育改善・充実体制整備事業
【テーマB】インターンシップ等の取組拡大

Q & A

平成26年3月18日

文部科学省高等教育局
専門教育課

1. 地域インターンシップ推進組織について

Q 1-1 従来の産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（以下、「テーマA」とする。）に参加している大学・短期大学（以下、「大学等」とする。）は、必ずテーマBへ参加・申請しなければならないのか。

A. 必ず参加を求めるものではありません。

Q 1-2 テーマAではインターンシップ等の取組テーマに参加していない大学が、テーマBの申請に当たって新たに地域インターンシップ推進組織を設置する・参加することは可能か。

A. 可能ですが、具体的な取組内容は、テーマAにおいて既に実施実績のあるインターンシップ等の取組（同一大学グループ内で実施された取組を含む）に基づいて設定するようにしてください。

Q 1-3 これまでテーマAの中で実施してきたインターンシップの取組を、そのままテーマBとして申請することは可能か。

A. テーマBでは、新たに実施する取組のみを補助対象とします。よって、これまでテーマAで実施してきた取組をそのままテーマBとして申請することはできません。

Q 1-4 現在、テーマAには学部（学科）レベルで参加している。テーマBに参加するにあたり、全学で（もしくは取組学部（学科）を拡大して）参加することは可能か。その場合、新しく取組を始める学部（学科）は補助対象となるか。

A. 取組学部（学科）を拡大することは可能です。また、その際は拡大した学部（学科）も補助対象となります。

Q 1-5 現在、テーマAで取り組んでいる学部（学科）ではなく、別の学部（学科）の取組としてテーマBに参加・申請することは可能か。

A. 可能ですが、テーマBの取組内容は、テーマAに取り組んでいる学部（学科）の実績に基づいて設定してください。

Q 1-6 隣接しているテーマAの大学グループが計画している地域インターンシップ推進組織に参加することは可能か。（テーマAでは○グループに所属しているが、テーマBでは△グループに所属することは可能か）

A. テーマBの取組内容は、テーマAにおいて既に実施実績のあるインターンシップ等の取組（同一大学グループ内で実施された取組を含む）に基づいて設定することとしていることから、所属する大学グループを変更することはできません。

Q 1-7 大学グループ内に複数の地域インターンシップ推進組織を設置する計画だが、その場合に1大学が複数の地域インターンシップ推進組織に所属することは可能か。

A. 所属できる地域インターンシップ推進組織は1大学等につき1組織です。

Q 1-8 地域インターンシップ推進組織は、必ず一つの県域以上を取組対象にしなければならないのか。

A. 「県域が広大である」「社会的・経済的に隣接する自治体との結びつきが強い」等の理由により、一つの県域を取組対象とすることがなじまないと判断される場合は、「一つの県域以上」にこだわらずに申請していただいて結構です。

なお、取組対象のとする地域の考え方につきましては、申請書の「2. 取組の概要及び実施計画について(2)地域インターンシップ推進組織が対象とする地域の範囲」において説明願います。

Q 1-9 地域インターンシップ推進組織には、申請要領に「インターンシップ等支援団体」とされている、インターンシップ等のマッチング等を行う経済団体、大学団体、自治体及びNPO法人等が全て参加する必要があるのか。また、それ以外の組織は参加することはできないのか。

A. 上記の団体等は例示であり、全ての参加を求めるものではありません。また、例示された団体等以外の組織が参加することを妨げるものでもありません。

Q 1-10 テーマAに参加している大学が県内に1校しか存在していない場合、他大学との連携を要件としている本事業には申請できないのか。

A. テーマAの採択を受けている大学等が県内に1校しか存在していない場合でも、地域インターンシップ推進組織の幹事校となることは可能です。ただし、本補助金の採択を受けていない県内の大学等にも事業への参加を呼びかける等、地域内の大学等のインターンシップ等の拡大のための基盤作りに資する計画としてください。

Q 1-11 テーマAの幹事校がテーマBの幹事校を兼ねることは可能か。

A. 可能です。

Q 1-12 テーマAの採択校ではない大学がテーマBへ参加した場合、その大学の取組は補助金の対象となるのか。

A. テーマBの取組内容は、テーマAにおいて既に実施実績のあるインターンシップ等の取組(同一大学グループ内で実施された取組を含む)に基づいて設定することとしていることから、補助金の対象となるのはテーマAの採択校のみとなります。

2. 取組内容

Q2-1 インターンシップ等の「等」は何を指しているのか。

A. コーオプ教育やPBL教育等の産学連携教育を想定しています。

Q2-2 申請要領「2 事業の概要（1）対象となる事業」に例示された取組を複数の地域インターンシップ推進組織で分担して実施することは可能か。

A. 一つの地域インターンシップ推進組織が、申請要領「2 事業の概要（1）対象となる事業」に準ずる取組を実施することを原則とします。

Q2-3 申請要領「2 事業の概要（1）対象となる事業」に例示された取組にある「手法・モデルの開発」とは、どのようなものか。

A. インターンシップ等のマッチングや専門人材の養成の取組を通じて、汎用性の高いマッチングや専門人材の養成の手法・モデルの開発を図る取組等を想定しています。

Q2-4 申請要領2（6）に記載されている「本事業の公表・普及事業の選定組織」とは何か。

A. テーマBの取組を公表・普及するため、大学グループと別に選定（対象は公益法人、独立行政法人及び民間企業（法人格を有する民間団体を含む。））する組織です。

テーマBに選定された各大学グループと連携して、インターンシップ推進委員会、専門職員養成のための研修会等を開催する他、各地域のインターンシップ受入企業の情報提供、インターンシップに関する調査等を行う予定です。

Q2-5 「本事業の公表・普及事業の選定組織」が開催する委員会、研修会等への出席依頼があった場合は必ず参加する必要があるか。

A. 申請要領「2 事業の概要（6）文部科学省及び公表・普及事業の選定組織との連携」のとおり、選定された各大学に参加していただきます。

Q2-6 本事業では、単位化されていないインターンシップは対象となるのか。

A. 実施する大学の教育の一環として位置付けられているものであれば、単位認定の有無を問いません。

Q2-7 本事業では、地域の中小企業に対するインターンシップ以外は全て対象外となるのか。

A. インターンシップの対象は中小企業に限定するものではありません。

3. 審査

Q 3 - 1 面接審査は全ての申請に対して実施されるのか。

A. 面接審査の必要性は、申請内容等により産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会により決定されますので、必ずしも全ての大学等が対象となるわけではありません。

Q 3 - 2 「面接審査実施要領」はいつ頃公表されるのか。

A. 面接審査の対象校に対し、面接審査の案内と共に送付させていただくことを予定しています。

Q 3 - 3 「7 計画及び参加大学の見直し」に記載されている「大学として自律的に事業の運営がなされておらず、支援期間終了後の継続的な実施が充分期待できない場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているか。

A. 例えば、その大学における取組の大部分が、外部委託等により実施されており、かつ、取組成果が大学の教育内容の改善・充実に効果的に反映されるような体制となっていない状態等により、支援期間終了後、大学が自律的に取り組んでいくことが見込めない等の場合を想定しています。

4. 申請書等関係

Q 4 - 1 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A. 結構です。

Q 4 - 2 申請書のページ番号は、様式毎に1ページから振るのか。

A. ページ番号は、様式1を1ページ目として様式7まで通しで付けてください。なお、申請書は全て両面印刷としてください。

Q 4 - 3 申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。

A. 可能です。

Q 4 - 4 申請書を提出する際に連携する大学等間の協定書や、インターンシップ等支援団体等との承諾書や協定書の添付は必要か。

A. 大学等間の協定書につきましては、採択後に幹事校に対して提出を求めるものとして

おります。

Q 4-5 各様式に1行あたりの文字数や1ページあたりの行数制限はあるのか。また、これ以外に本文中に図表を組み入れた場合、図表に含まれる文字の大きさに制限はあるのか。

A. 1行あたりの文字数は40字～45字、1ページあたりの行数は40行～45行としてください。また、申請者の意図が伝わるように読みやすい文字の大きさや構成となるよう心掛けてください。

Q 4-6 (様式4)の「(1)平成26年度の申請経費」はどのように記載したらよいか。

A. (様式2(6))に係る経費のうち、平成26年度に取組を実施するために必要な経費について記載してください。また、補助事業として開始できるのは、選定日ではなく、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成26年度の経費の積算は平成26年5月以降(概ね11ヶ月)に必要となる経費を計上してください。作成の際は、連携校の経費内容が分かるように留意してください。また、(2)平成27年度の申請予定経費については27年4月以降(1年間)に必要となる経費を記載してください。

なお、記入に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領及び本Q&A(Q5-1)等を参照し、各経費の留意点、使用できない経費等をきちんと把握した上で、経費の計上を行ってください。

Q 4-7 (様式4)の「(1)平成26年度の申請経費」の「補助金額」や「自己負担額」はどのように記載するのか。

A. 大学グループ内の各大学の内訳において、事業に係る経費が補助金基準額を上回る場合は、補助金額(a)欄に記載する金額は申請大学の合計と同額とし、それを超えた部分の金額を自己負担額(b)欄に記載してください。申請額が申請大学の補助金上限額の合計以内である場合は、申請額と補助金額は同額とし、自己負担額(b)は「0千円」と記載してください。

次に、各大学の内訳における補助金額(a)欄の合計を補助金額欄①に、自己負担額(b)の合計を自己負担額②欄に記載してください。

Q 4-8 選定された場合、(様式4)で記載した内容で補助金が交付されるのか。

A. 選定された場合は、別途、補助金の交付申請書を提出することになります。その際、審査状況や事業内容を踏まえ、調整を行いますので、本申請書に記載した経費で補助金を交付するものではありません。また、大学改革推進等補助金取扱要領等に沿わない経費の場合は、補助の対象にはなりません。

Q 4-9 (様式5) 「(1) 大学・短期大学の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要があるのか(別紙に記入することは可能か)。

A. (様式5) はページ制限がありませんので、本様式に記入してください。別紙にまとめて記入することはできません。

Q 4-10 (様式5) 「(1) 大学・短期大学の規模」について、大学院や別科・専攻科は記入する必要があるか。

A. 記入は不要です。

Q 4-11 (様式5) 「(1) 大学・短期大学の規模」について、教育センター等は全てのセンター等について記載するのか。

A. それぞれの大学において大学の組織として位置付けられているもので、本事業の取組内容に関係するものについてのみ記載してください。

Q 4-12 (様式7) で、取組担当者は1名のみ記載すべきか。

A. 主となって取組を担当する方(責任者)を1名記入してください。

Q 4-13 (様式7) の取組担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。

A. 取組担当者は、申請する取組を実施する責任者となりますので当該校の教職員に限ります。

Q 4-14 (様式7) の事務担当者欄には、連携するインターンシップ等支援団体等の職員の名前を記載することは可能か。

A. できません。事務担当者は、大学等の教職員に限ります。なお、記載内容の疑義等がある場合は、連携校の事務担当者(又は取組担当者)に直接問い合わせを行う場合があります。

Q 4-15 (様式7) で、取組担当者や事務担当者のe-mailアドレスは、私用のe-mailアドレスやフリーメールのアドレスでも構わないか。

A. 文部科学省からの事務連絡に用いる場合もあることから、確実に担当者に連絡できる大学等におけるe-mailアドレス、原則として担当部署の共有アドレスを記入してください。

Q 4-16 (様式7) で、取組担当者が非常勤の教職員でも構わないか。

A. 取組担当者は大学間連携の代表者となりますので、取組に責任を有する常勤の教職員である必要があります。

5. 補助金関係

Q5-1 大学改革推進等補助金は、どのような経費に使用できるのか。

A. 経費の用途として、物品費、旅費、人件費・謝金、その他（光熱水料金等）に使用することができます。施設整備費や学生に対する直接的な経費（奨学金など）などには使用することはできません。

補助金の内容等については、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領、同補助金Q&A及び本補助金の申請要領等を参照してください。

ただし、上記交付要綱・取扱要領に該当する経費であっても、本事業の趣旨に鑑み、以下に係る経費につきましては補助の対象外とさせていただきます。

- ① 国外でインターンシップを実施する取組に係る経費
- ② グループ内の大学等がインターンシップ等支援団体と連携せずに行う取組
- ③ 特定の資格の取得や検定試験対策を目的とした取組に係る経費
- ④ 学生に対する直接的な就職支援を行うための経費
- ⑤ 大学生以外の学生（大学院生、高校生等）が直接の受益者となる取組に係る経費
- ⑥ ネットワークサーバー等の設備・装置の購入に係る経費

Q5-2 国外でのインターンシップが補助対象ではない理由を教えてください。

A. 本補助金は、大学等におけるインターンシップ等の拡大を図る取組を国として支援することを通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図ることを目的としています。このため、日本国外でインターンシップを実施する取組は本補助金の対象外としております。

Q5-3 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

A. 補助金の経費執行に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行が発覚した場合は、厳格に対処することになります。

また、いわゆる「丸投げ」といった状態がないかどうかの観点から、補助金の用途や契約の相手方等への実態調査を行うことや、調査結果を公表することがあります。

6. 公表等

Q 6 - 1 申請状況や選定状況は公表されるのか。

A. 申請締切後速やかに、申請した大学等名（連携校含む。）、取組名称などを申請状況として公表します。また、選定後は、選定された取組について、連携取組の概要を含めて公表する予定です。

Q 6 - 2 選定後、大学等はどのような情報を発信する必要があるのか。

A. 選定後速やかに、参加大学において選定取組の内容、経過、成果等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に学内外に対して情報発信することが必要です。

7. その他

Q 7 - 1 事前に個別相談を行うことは可能か。

A. 事前に事務局に個別相談を行うことは可能ですので、担当までお問い合わせください。
なお、相談は事前審査を行うものではありません。

〈問い合わせ先〉

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係

電話：03-5253-4111（内3308）

e-mail：s-needs@mext.go.jp